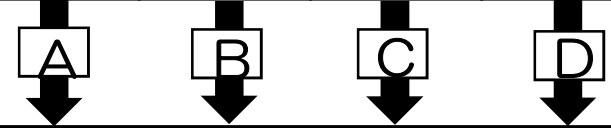


【住宅宿泊事業に関する安全措置チェックリスト】 届出住宅住所／豊島区 丁目 番号

民泊事業者／商号または名称 _____	氏名（法人の場合は代表者名） _____	連絡先 _____
チェック実施者／氏名（自署） _____	連絡先 _____	会社名 _____ 資格等 _____

◆まずはじめに、以下の届出住宅のタイプをチェックして、該当するタテ列A～Dのいずれか1つに進んでください。（いずれか1つに✓）

一戸建て住宅、長屋	家主同居 ^{※1} で宿泊室の床面積が50㎡以下（小規模・家主同居型）	□		
	上記以外		□	
共同住宅、寄宿舍	家主同居 ^{※1} で宿泊室の床面積が50㎡以下（小規模・家主同居型）			□
	上記以外			□



◆A～Dの該当するタテ列について、チェックをしてください。

<避難経路表示のチェック>

① 避難経路が表示されている	□	□	□	□
----------------	---	---	---	---

<非常用照明のチェック>

② 非常用照明器具が設置されている		□		□
-------------------	--	---	--	---

<防火の区画等のチェック>

③ 複数のグループが複数の宿泊室に、同時に宿泊しない		□		□
上記以外の場合で、準耐火構造の壁により防火の区画がとれている		□		□
上記2つにチェックが入らない場合、自動火災報知設備 ^{※2} またはスプリンクラー設備等が設置されている		□		□

<規模に関する措置のチェック>

④ 2階以上の各階の宿泊室床面積合計が100㎡以下である		□	*タテ列の①から⑧までの太枠内チェック欄に1か所ずつ✓が入らない場合は、届け出できません。改善後届け出をしてください。
上記以外の場合で、当該階から避難階または地上に通ずる2以上の直通階段を設けている		□	
⑤ 宿泊者使用部分（宿泊室含む）の床面積合計が200㎡未満である	□	□	*虚偽の報告をした場合は罰せられる場合があります。
上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物、準耐火建築物等である	□	□	
上記2つにチェックが入らない場合、宿泊者使用部分の居室の内装仕上げが難燃材料 ^{※3} 以上および、当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが準不燃材料以上である	□	□	
⑥ 各階における宿泊者使用部分（宿泊室含む）の床面積合計が200㎡（地下の階にあっては100㎡）以下である	□	□	
上記以外の場合で、3室以下の専用の廊下である	□	□	
上記2つにチェックが入らない場合、階の廊下の幅が両側居室にあっては1.6m、その他の廊下にあつては1.2m以上である	□	□	
⑦ 2階の宿泊者使用部分（宿泊室含む）の床面積の合計が300㎡未満である	□	□	
上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物又は準耐火建築物である	□	□	
⑧ 3階以上に宿泊者使用部分（宿泊室含む）を設けていない	□	□	
上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である	□	□	

※1 届出住宅に家主が居住しており、不在（住宅宿泊事業法第11条第1項第2号に定める一時的なものは除く。）とならないこと。

※2 自動火災報知設備等を設置した上で、「民泊安全措置の手引き」8頁、B）-1）～3）のいずれかに適合する屋外への出口等への避難が確保されていること。

※3 3階以上に届出住宅の居室の部分に有する場合は準不燃材料以上とすること。

<記入ガイド>

～記入にあたっての留意事項～

本チェックリストの記入にあたっては、「民泊の安全措置の手引き」*（以下「手引き」という。下記参考欄参照。）を**よくお読みになり、各設問にお答えください。**

また、安全措置に関する詳細な内容については、建築士にご相談ください。

なお、本チェックリストにおいて「宿泊室」とは、「届出住宅の居室のうち宿泊者の就寝の用に供するもの」を指します。また、「宿泊者使用部分」とは、「届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を含む。）」を指します。

※参考:「民泊安全措置の手引き～住宅宿泊事業法における民泊の適正な事業実施のために～」(平成29年12月26日国土交通省住宅局建築指導課発行) www.mlit.go.jp/common/001216235

※相談できる建築士がいない場合は、下記でも相談を承っております。

一般社団法人 東京都建築士事務所協会 豊島支部 <http://www.taaf-toshima.jp/>

- ① ←消防法令に基づく避難経路が表示されているかどうかチェックしてください。
- ② ←非常用照明がついているかどうかチェックしてください。（手引きP.4～P.5参照）
- ③ ←複数の宿泊室に、同時に、複数の宿泊者が泊まる（複数の宿泊者が、**1の契約**により宿泊する場合は可）ことがないかチェックしてください。
←上記に✓が入らない場合、別図1で示す対応例のようにになっているかチェックしてください。（手引きP.6～P.7参照）
←上記2つに✓が入らない場合、別図2で示す設置例のようにになっているかチェックしてください。（手引きP.8参照）
- ④ ←2階以上の、それぞれの階の宿泊室の床面積合計が、100㎡以下であることをチェックしてください。
←上記に✓が入らない場合、宿泊室のある階から1階または地上に通じる階段が2か所にあるかチェックしてください。
←すべての宿泊者使用部分（宿泊室含む）の床面積合計が、200㎡未満であることをチェックしてください。
- ⑤ ←上記に✓が入らない場合、届出住宅が耐火建築物、準耐火建築物等であるか、新築時の工事図面等をご参照の上、建築士にご相談ください。
←上記2つに✓が入らない場合、届出住宅の内装の仕上げ材料について、新築時の工事図面等をご参照の上、建築士にご相談ください。
- ⑥ ←それぞれの階の宿泊者使用部分の床面積合計が、200㎡（地下の階にあっては100㎡以下）以下であることを、チェックしてください。
←上記に✓が入らない場合、各階廊下について、3室以下の、専用の、廊下であるかチェックしてください。
←上記2つに✓が入らない場合、廊下幅について、1.2m（片側居室の場合）、1.6m（両側居室の場合）であるかチェックしてください。
- ⑦ ←2階の宿泊者使用部分（宿泊室含む）の床面積合計が、300㎡未満であることを、チェックしてください。
←上記に✓が入らない場合、届出住宅が耐火建築物または準耐火建築物であるか、新築時の工事図面等をご参照の上、建築士にご相談ください。
- ⑧ ←3階以上に、宿泊者使用部分（宿泊室含む）がないか、チェックしてください。
←上記に✓が入らない場合、届出住宅が耐火建築物であるか、新築時の工事図面等をご参照の上、建築士にご相談ください。